

成功報酬型のあて名書内職に関する苦情

1: 相談者 []
[]
[] ト)

2: 商品名 あて名書内職

3: 販売会社 []
[]

4: 本 社 []
[]
[]

5: 相談概要

(1) 5月中旬、「新聞折込広告であて名書内職の募集があったが、業者は確かか」との問い合わせが寄せられ、続いて「兵庫センターあて応募したら採用内定通知と仕事申込書が届き、指導費用1万円と仕事申込書を送付するよう案内が同封されている。手続きをしても大丈夫か」との問い合わせが寄せられた。

(2) 6月6日、[] から「内職に応募し書面が来たので1万円分の切手を送付したが、つまらない資料が来た。騙されたと思うのでやめたい」という苦情が寄せられた。

(3) 6月17日、[] から「初めの1万円だけの負担だけでよいと思っていたのに、送金した後に発送用品代は自己負担であることを知らされた。仕事を続ける気がないので1万円取り返したい」という苦情が寄せられた。

(4) 6月23日、[] から「内職に応募し1万円分の切手を送付したが、①内職をするのに先にお金がいるのか、②パンフレットの注文があっても、送付者の私に正直に報告してくれるのか、③次に送付するパンフレット類は自分が買うことになっている等不信に思うことがあるのでやめたい」という苦情が寄せられた。

6: 処理概要

(1) 国民生活センターの消費者被害早期警戒情報No. 3を参考に、相談者に対して同種の成功報酬型のあて名書内職に関する情報を伝え、注意を与えた。

(2) 調査の結果、今回の兵庫センターについても、過去に他センターで苦情のあった有限会社『[]』が、神戸市内で同様の商法を開始していることが推察された。

(3) 6月3日、第131回苦情処理委員会で審議を行い、

①詐欺取り消しが考えられるが、詐欺の立証が必要である。

②当該事業者は名称を頻繁に変更しているため、その手口を情報提供すれば効果があるとの示唆をえた。

(4) 6月13日、委員会の示唆を受けて、緊急情報紙『生活情報』を6,000部発行を発行した。

(5) 6月15日、兵庫センターの会社代表者あてに質問書を送付したところ、

①兵庫県下で120万枚のちらし(450万円)を配布した。

②指導費用1万円については送料・印刷費・人件費として使用しているため、返金できない。

との回答(6/26)があった。

(6) 7月1日, 第132回苦情処理委員会で審議を行い, 内職の内容を小出しにしているため, 契約内容が変わってきている。契約不成立といえるだろうとの見解が示された。

(7) 7月14日, 市長から本件についてあっせん・調停の付託を受けると同時に, 苦情申出人及び業者に対して付託通知を送付したところ,

①本人の勘違いがあるが, 返品があれば精算する。市で調停などしなくてよい。

②苦情申出人に対し, 返品すれば精算する旨通知した。

との回答(7/21)があった。

(8) 苦情申出人に対し, 精算通知が届けばセンターに連絡するよう依頼した。

(9) 7月19日, 業者に対して小委員会への出席を依頼したところ, 「JRの旅費分で苦情申出人に返金出来る。出席して無駄な出費をすることより, 申出人3人に返金の方が解決が早いと思う」との回答(7/24)があった。

(10) 7月26日, 苦情申出人・[] については, 届いた精算書に記入して単独で返金請求を行い, 5,500円の返金を受けたことを確認した。

(11) 7月31日, 業者に対して, 交通費負担の条件で小委員会への出席を依頼したところ, (有) [] 社長から「出席を予定しているが, 身の上に何か起これば欠席する」との電話回答(8/3)があった。

(12) 8月9日, 小委員会に有限会社 [] 社長が出席し, 本人から事情聴取を行った結果, 苦情申出人に対して1万円を返金することになった。実際には, [] [] については既に受領してい

る切手相当額を差し引いた8,760円が返金され, [] については既に受領している精算金5,500円を差し引いた4,500円が返金された。

また, 今後の苦情申出人に対しても同額の1万円が返金されることになった。

(13) 8月28日, 緊急情報紙『生活情報』第40号を6,000部発行した。

(案)

平成元年 9 月 日

神戸市長 宮 崎 辰 雄 様

神戸市消費者苦情処理委員会

会長 石 田 喜 久 夫

成功報酬型のあて名書内職に関する苦情の調停について（報告）

平成元年 7 月 1 4 日付神市生第 9 4 号をもってあっせん・調停の付託を受けました標記案件について審議を行った結果、次のとおり調停が成立しましたので、神戸市民のくらしをまもる条例施行規則第 9 条の規定により報告します。

記

1 当事者

（1）苦情申出人

神戸市

神戸市

神戸市

（2）苦情被申出人

静岡市

有限会社

2 調停調書

別紙のとおり

3 調停の経緯

平成元年 8 月 9 日、神戸市消費者苦情処理委員会あっせん小委員会を開催し、苦情被申出人から事情聴取を行った。そのうえで、苦情申出人に係る苦情について調停案を作成し、当事者に対して提示したところ、双方ともこれに同意したので、調停内容を調書に記載し、当委員会のあっせん・調停を終了した。

4 当委員会の見解

3 人の苦情申出人の苦情内容は、① 1 万円の負担だけでよいと思っていたのに、仕事を続けるためには材料費の購入が必要なこと、② 成功報酬があっても内職者には売上がわからないことである。

この点を苦情被申出人に指摘したところ、「材料費が必要であることを明示していない点については、他の消費者センターで苦情が生じたときに弁護士から指摘され、1 セット 1 2 0 円と表示するよう改めたから、問題はないと考えていた。また、売上の報酬については、内職者には分からないシステムだから、キッチリと賃金を払うと約束するしかない。」と弁明した。

しかし、当委員会では、再度苦情被申出人に対し、①新聞折込ちらしには、売上報酬についての説明が全くない、②説明書では、指導費用1万円や多額の仕事材料費が必要なことが誰にもわからない、③消費者とのトラブルが起きる原因をどのように考えているのか、世間で悪く評価している原因を認識すべきである、④申込者の誤解を招かないようにすべきである、などの問題点を指摘した。

以上の見解の上で、苦情申出人について、それぞれ1万円を返金するようあっせんし、苦情申出人 [] については、既に受領している精算金5,500円を差し引いた4,500円を返金する、苦情申出人 [] については、既に受領している切手相当額1,240円を差し引いた8,760円を返金するとの調停を行った。

また、苦情被申出人に対して、今後同様の苦情が寄せられた場合どうするのかと指摘したところ、「兵庫センター関連の苦情申出人には1万円を返金するが、納得して内職した人には返金出来ない」との回答があった。

5 神戸市がとるべき措置

潜在苦情者に対して呼びかけを行い、今後、同種被害が発生しないように啓発を行うべきである。

調 停 調 書

成功報酬型のあて名書内職に関する苦情の申し出に対して、神戸市民のくらしをまもる条例第35条及び同条例施行規則第7条の規定に基づき、神戸市消費者苦情処理委員会がその解決につきあっせん・調停を行った結果、苦情申出人 [] (以下「甲」という。)、同 [] (以下「乙」という。)、同 [] (以下「丙」という。))と、苦情被申出人有限会社 [] (以下「丁」という。))との間で、第1項記載の苦情につき、第2項記載の条件で調停が成立した。

第1項

(苦情申出人、甲、乙、丙の苦情内容)

1 甲の苦情

丁のあて名書内職に応募したら採用内定通知が来たので1万円分の切手を送付したが、届いた資料を見たら話が違うので、1万円返金してほしい。

2 乙の苦情

丁のあて名書内職に応募したが初めの1万円だけの負担だけでよいと思っていたのに、送金後にほかに費用がかかることがわかったので、1万円返金してほしい。

3 丙の苦情

丁のあて名書内職に応募し1万円分の切手を送付したが、届いた資料等を見て内容に不信に思うことがあるので、1万円返金してほしい。

(苦情被申出人丁の弁明)

採用内定通知を送付する時に、あわせてあて名書内職の仕組みを記載した説明書を添付しており、苦情申出人はそれを読んで納得した上で1万円分の切手を送付してきているはずだ。

第2項

- 1 丁は甲に対して返還金として金壹万円を支払うが、甲は既に精算金として金五千五百円の支払いを受けているため、その金額を差し引いた金四千五百円を丁は甲に支払う。
- 2 丁は乙、丙に対して返還金として各々金壹万円を支払うが、既に乙、丙各々が受領している切手相当額金壹千貳百四拾円を差し引いた、金八千七百六拾円を丁は乙、丙に支払う。
- 3 丁は乙、丙に対し、それぞれ保管中の仕事材料20セットの返還請求を行わない。
- 4 甲、乙、丙と丁との間には、前各号に記載した事項以外には何ら債権債務のないことを確認する。

以上を証するため、神戸市民のくらしをまもる条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、本書4通を作成し、当事者が署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成元年 8 月 9 日

甲 神戸市

乙
神戸市

丙 神戸市

丁
静岡市